

## 収入基準について

## 1 収入基準について

収入基準算定式  $\text{所得金額} - \text{特別控除額} = \text{認定所得金額} \leq \text{収入基準額}$

## 2 認定所得金額の算定について

## (1) 所得金額の算定方法

## ア 給与所得者の場合

「所得証明書」における「給与収入金額」から万円未満を切捨て、下記区分に基づき計算した額

区 分	計算式（万円未満切捨て）
給与収入金額 400 万円以下	「給与収入金額」× 0.8 - 214 万円 = 所得金額
給与収入金額 400 万円超 781 万円以下	「給与収入金額」× 0.7 - 174 万円 = 所得金額
給与収入金額 781 万円超	「給与収入金額」 - 408 万円 = 所得金額

## イ 給与所得者以外の場合

「所得証明書」における所得金額

## ウ 給与所得又は給与所得以外の所得が 2 つ以上ある場合

各所得金額の合算とする。ただしプラスとマイナスの所得金額を相殺することはできません。マイナスの所得は 0 円として扱います。

## エ 父母共にいる場合

父母の所得金額を上記によりそれぞれ算定してから合計します。

## オ 父母いずれか一方しかいない場合

当該父又は母の所得金額とします。

## カ 父母いずれもいない場合

父母に代わって生計を維持する者の所得金額とします。2 人いる場合には、それぞれの所得金額を算定してから合計します。

## (2) 特別控除額

世帯構成等により、所得金額から控除する額。

## (3) 認定所得金額について

申請者の父及び母、またはこれに代わって家計を支えている方の所得金

額から特別控除額を差し引いた金額。ただし、申請時点で失業中の方の所得は含まない。

(4) 収入基準額

算出した認定所得額が、下表の金額以下であること。

世帯人員 (※)	基準額	備 考
1人	139万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、12万円を世帯人員7人の基準額に加算する。 ※世帯人員とは、父及び母（またはこれに代わって家計を支えている者）及びこの者に扶養されている者（出願者を含む）に限ります。
2人	198万円	
3人	212万円	
4人	229万円	
5人	239万円	
6人	250万円	
7人	262万円	

【計算例】

4人家族

父 : 給与収入 年収500万円

母 : 給与収入 年収400万円

申請者 : 大学1年生 自宅通学

妹 : 公立中学1年生 自宅通学

① 所得金額 282万円 (A)

父の所得金額 :  $500万円 \times 0.7 - 174万円 = 176万円$

母の所得金額 :  $400万円 \times 0.8 - 214万円 = 106万円$

② 特別控除額 120万円 (B)

申請者 (大学生) 74万円

妹 (公立中学校自宅通学) 46万円

③ 認定所得金額 162万円 (A-B)

4人世帯の収入基準額 = 229万円 > 162万円

→ 認定所得金額が収入基準額以下であるため、申請できる。

特別控除額について

A 世帯を対象とする控除

B 奨学金の貸付けを受ける者を対象とする控除

特別の理由		特別控除額			
1	母子・父子世帯	99万円			
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)  ※ 専修学校一般 課程・各種学校の 在学者は就学者 に含みません。  ※出願者本人は、 「B 奨学金の貸付 けを受ける者を対 象とする控除」が適 用になります。	小学校	31万円			
	中学校	46万円			
	高等学校	国公立	39万円	69万円	
		私立	88万円	118万円	
	高等専門学校(1～3年)	国公立	39万円	69万円	
		私立	88万円	118万円	
	高等専門学校(4～5年)	国公立	43万円	72万円	
		私立	87万円	116万円	
	大学	国公立	74万円	121万円	
		私立	133万円	180万円	
	専修学校	高等課程	国公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
専門課程		国公立	36万円	81万円	
		私立	102万円	147万円	
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき 99万円			
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額			
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とします。			
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			
対象者					特別控除額
奨学金の貸付けを受ける者					74万円